

令和4年度 「カーボンニュートラル技術開発・実証事業費補助金」 公募要領

本事業は、「企業版ふるさと納税制度」を活用した寄附金を財源にしています。
このため、本事業への寄附金が納付された場合のみに事業化される停止条件付きの公募です。寄附金の納付がない場合は、申請を公募したに留まり、いかなる効力も発生しません。

大阪府では、2025年大阪・関西万博（以下「万博」といいます。）の機会を活かして、カーボンニュートラルに資する最先端技術^{（注1）}の開発・実証にチャレンジする企業を後押しする「カーボンニュートラル技術開発・実証事業」を実施します。

このたび、万博での披露^{（注2）}をめざし、大阪府域で行うカーボンニュートラルに資する最先端技術を用いた最終製品・サービスの開発及び実証の取組み（以下「補助事業」といいます。）を本要領により公募します。

（注1）カーボンニュートラルに資する最先端技術とは、2022年4月に公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「協会」といいます。）が、万博の脱炭素・資源循環に関する目指すべき方向性及び対策についてとりまとめた「改定版<EXPO 2025 グリーンビジョン>」の「4. 核となる対策の候補」のうち、エネルギー、運営及び会場整備に関する技術（巻末に抜粋掲載）を主に想定しています。

（注2）万博での披露とは、万博開催期間中に、大阪府域において、カーボンニュートラルに資する最先端技術を用いた最終製品・サービス（製品やサービスの一部を構成する部品または付属品にとどまるものを除きます。）の開発及び実証の成果を広く知らしめるよう、実装、実証または展示を行うことをいいます。実装・実証の現場の見学受入れ、または技術を適用した製品や設備そのものの展示による披露を原則としますが、衛生面や安全管理面など特段の事情がある場合は、デモ機や映像による発表の場を設けるなどで代替することも可能です。

【ご注意ください】

○万博での披露に関して、参考となる取組みのご紹介

1)大阪パビリオンへの参加をめざす中小企業・スタートアップ等への支援

・「中小・スタートアップ出展企画推進委員会（公益財団法人大阪産業局と大阪商工会議所が共同設置）」において、「展示・出展ゾーン」に参加をめざす大阪の中小企業・スタートアップ等への支援事業である「リボンチャレンジ」を現在募集中、10月末決定予定です。その後中小企業・スタートアップ等には、リボンチャレンジからの支援を受け、「展示・出展ゾーン」への参加を目指していただくこととしています。

2)大阪で実証実験を希望する事業者を募集、ニーズに適した実証場所を調査・調整

・実証事業推進チーム大阪（大阪府、大阪市、大阪商工会議所で構成。事務局：大阪商工会議所）では、万博を見据えて、大阪での実証実験を希望する事業者を大阪内外から広く募り、実証実験のニーズに適した実証フィールドを調査・調整しています。

○なお、本補助金に採択されたことをもって、協会が行う事業への参画や協会が整備する場所の提供が確約されるものではありません。協会との連携が必要な場合は、技術開発の進捗の確認など調整を行った上で、協会が決定します。また、万博での披露に関し、府や協会が費用を負担する、又は事業を引き継ぐものでもありません。

1 事業の趣旨

カーボンニュートラルの実現は、既存技術の普及・改良にとどまらない、イノベーションの創出が不可欠であり、協会が策定した「基本計画」では、「未来社会の実験場」のコンセプトのもと、万博でカーボンニュートラルを体現していくこととされています。

世界的なイベントである万博の機会を活かして、カーボンニュートラルに資する最先端技術を用いた最終製品やサービスを披露し、技術の実用性や利活用の効果などを広く発信することで、社会への実装やビジネス化に向けた取組みを促進することに加え、材料や部材等の技術開発や事業化などにおける、府内中小企業^(注3)等のビジネスチャンスの創出・拡大へと波及させ、大阪のさらなる成長や脱炭素社会の実現につなげていくことを狙いとしています。

社会にインパクトをもたらすとともに、万博後に府内中小企業を巻き込んだビジネス展開につながる、チャレンジングな取組みの応募をお待ちしています。

なお、応募の前に、本要領の他「カーボンニュートラル技術開発・実証事業費補助金交付要綱」(以下「交付要綱」といいます。)もご確認ください。

(注3) 府内中小企業とは、主たる事業所が大阪府内にある中小企業をいいます。

2 公募する補助事業の内容

(1) 対象となる補助事業

万博での披露をめざして、大阪府域で行うカーボンニュートラルに資する最先端技術を用いた最終製品・サービス(部品及び付属品を最終製品・サービスとするものを除きます。)の開発及び実証の一部又は全部とします。

また、技術開発・実証を行う場所が府域で完結する必要はありませんが、大阪府外に及ぶ場合は、主たる技術開発・実証の場所が府域であるものに限ります。なお、補助事業は、法令順守により実施されることを前提とします。



補助事業に期待するポイントは次のとおりです。詳細は、「7 審査」をご確認ください。

<事業目標の有効性と実現性>

- ア 令和4年度事業目標の有効性、事業内容の妥当性
- イ 万博での披露の有効性
- ウ 万博での披露の達成可能性

<2025年頃における社会的インパクト>

- エ 技術の新規性・優位性
- オ 当該事業に係る技術による温室効果ガス削減効果
- カ 当該技術の開発・実証にかかる府内中小企業との連携度

<将来における社会的インパクト>

- キ 当該技術の市場優位性（普及見込み）、普及による温室効果ガス削減効果（定量化できるものに限り。）
- ク 今後のビジネス展開における府内中小企業のビジネスチャンス創出・拡大への貢献度（府内中小企業との取引展開を含みます。）

<経済性・有効性>

- ケ 費用対効果

(2) 補助金額、補助率

ア 補助金額

事業1件につき、1億円を上限とし、1千万円を下限とします。通貨は日本円とします。

イ 補助率

補助対象経費（後述の「4 補助対象経費」の表1のとおりです。）の3分の2に相当する金額以内です。

【留意点】

大阪府の予算の範囲内で補助金交付額を決定するため、補助事業に採択された場合でも、精査等の結果、申請された補助金交付希望額から減額して交付決定する場合があります。

(3) 他の補助金等との関係

同一の技術開発・実証の取組みを他の補助金や助成金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合は、応募することはできません。

上記の補助金や助成金等に申請中又は申請する予定がある場合は、応募の際、事業計画書にその旨の記載が必要です。

3 補助事業の実施主体（応募できる方）

(1) 補助事業の申請者

申請者は、次のア又はイのどちらかに限ります。

ア 営利企業^(注4)

イ 申請時点で営利を目的とする事業を営んでおらず、補助金の交付決定までに創業を計画している者（以下「営利企業計画者」といいます。）

補助事業を複数の営利企業や大学・研究機関等と共同して行うことができますが、その場合、代表者を決めていただくとともに、代表者が代表して申請書を提出していただき、補助金の交付はこの代表者に対して行います。当該代表者は、補助事業の一部又は全部を自ら行い、当該事業により財産を取得する場合はその財産を取得する営利企業に限ります。

なお、共同して事業を行う場合において、申請者以外の営利企業を「共同事業者」、営利企業以外の事業者（大学・研究機関等）を「協力事業者」とします。

(注4) 営利企業とは、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業をいいます。

(2) 応募資格・審査要件

社会通念上、交付を受けるのにふさわしくない次に掲げる者は、応募することができません。補助事業を共同で行う場合は、申請者である代表者だけでなく、「共同事業者」及び「協力事業者」を含むすべての事業者のうちの1者でも該当する場合は、応募することができません。

- ア 直近3事業年度の法人税、消費税及び地方消費税を完納していない者
 - イ 地方税及びその附帯徴収金を完納していない者
 - ウ 宗教活動や政治活動、国内世論が大きく分かれている社会問題等に関する主義又は主張を目的にしている者
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者
 - オ 法人にあつては罰金の刑、個人にあつては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者
 - カ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過しない者
- また、次に該当する場合は、審査の対象から除外します。
- キ 提出書類に虚偽の記載があつた場合
 - ク 本要領に違反又は著しく逸脱した場合
 - ケ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があつた場合

4 補助対象経費

補助対象となる経費は、表1のとおりです。

補助事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、補助金交付決定以降に、発注、購入、契約等を行い、補助事業実施期間中に支払いが完了し、かつ証拠書類によって金額等が確認できる次に掲げる経費が対象となります。

また、補助金の額の算定にあたり千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

表1 補助対象経費

経費区分	細目	補助対象経費の内容
開発・実証費	開発・実証事業費	原材料費、消耗品費、機械装置又は工具・器具の購入・試作・改良・据付け・借用・保守又は修繕に要する経費、外注加工費、実証実験に係る経費、市場調査等に要する経費
	開発・実証委託費 (開発・実証費の2分の1以内、留意点イ参照)	共同研究費、研究開発、実証実験の一部を委託する経費
	開発・実証事務費	企業・共同研究機関・外部有識者等への謝金・旅費、資料購入費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、その他経費
直接人件費	—	開発・実証(試作・改良・据付け・保守又は修繕にかかる作業)に直接従事する者の直接作業時間に対して支払われる人件費(人件費単価は表2によります。)
試験分析費	—	第三者評価が必要な場合に第三者に対し支払うデータ収集、試験分析、評価等に係る経費

【留意点】

ア 補助の対象外となる経費

借入れに伴う支払い利息、公租公課、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、汎用性のあるパソコンや量産用機械の購入費用（※）、販売促進費用、委託先が委託業務の一部をさらに第三者に委託又は第三者と共同で実施するための経費（※）、補助事業者が本事業の実施に関して他者に損害を与えた場合に要する費用（原状回復や損害賠償等にかかる経費）、その他公的資金による補助対象として社会通念上不適切と認められる費用。また、交付決定日より前に発注や契約行為を行ったもの。

（※）ただし、当該研究開発・実証に必要な不可欠なものであることが認められる場合は、補助対象とすることがあります。

イ 外部委託の制限

補助事業は、応募事業者が主体となって実施していただく必要がありますので、「**開発委託費の補助額は、研究開発費の補助額の2分の1以内**」つまり、「**開発委託費のうち、他の研究開発費（開発事業費及び開発事務費）の合計を上回る金額は補助の対象外**」という制限を設けています。例えば、開発委託費が600万円、他の研究開発費（開発事業費及び開発事務費）の合計金額が400万円の場合、開発委託費のうち400万円は補助の対象となりますが、残りの200万円は対象外となります。

表2 人件費単価（等級単価一覧表 令和4年度適用）

等級	報酬月額	健保等級適用者			健保等級適用者以外（年俸制・月給制）	
		報酬月額 以上～未満	労務費単価（円/時間）		月給範囲額 以上～未満	労務費単 価（円/ 時間）
			A. 賞与なし 、年4回以上	B. 賞与 1回～3回		
1	58,000	～ 63,000	350	470	～ 83,790	470
2	68,000	63,000 ～ 73,000	410	550	83,790 ～ 97,090	550
3	78,000	73,000 ～ 83,000	480	630	97,090 ～ 110,390	630
4	88,000	83,000 ～ 93,000	540	720	110,390 ～ 123,690	720
5	98,000	93,000 ～ 101,000	600	800	123,690 ～ 134,330	800
6	104,000	101,000 ～ 107,000	640	850	134,330 ～ 142,310	850
7	110,000	107,000 ～ 114,000	670	900	142,310 ～ 151,620	900
8	118,000	114,000 ～ 122,000	720	960	151,620 ～ 162,260	960
9	126,000	122,000 ～ 130,000	770	1,030	162,260 ～ 172,900	1,030
10	134,000	130,000 ～ 138,000	820	1,090	172,900 ～ 183,540	1,090
11	142,000	138,000 ～ 146,000	870	1,160	183,540 ～ 194,180	1,160
12	150,000	146,000 ～ 155,000	920	1,230	194,180 ～ 206,150	1,230
13	160,000	155,000 ～ 165,000	980	1,310	206,150 ～ 219,450	1,310
14	170,000	165,000 ～ 175,000	1,040	1,390	219,450 ～ 232,750	1,390
15	180,000	175,000 ～ 185,000	1,110	1,470	232,750 ～ 246,050	1,470
16	190,000	185,000 ～ 195,000	1,170	1,550	246,050 ～ 259,350	1,550
17	200,000	195,000 ～ 210,000	1,230	1,640	259,350 ～ 279,300	1,640
18	220,000	210,000 ～ 230,000	1,350	1,800	279,300 ～ 305,900	1,800
19	240,000	230,000 ～ 250,000	1,480	1,960	305,900 ～ 332,500	1,960
20	260,000	250,000 ～ 270,000	1,600	2,130	332,500 ～ 359,100	2,130
21	280,000	270,000 ～ 290,000	1,720	2,290	359,100 ～ 385,700	2,290
22	300,000	290,000 ～ 310,000	1,850	2,460	385,700 ～ 412,300	2,460
23	320,000	310,000 ～ 330,000	1,970	2,620	412,300 ～ 438,900	2,620
24	340,000	330,000 ～ 350,000	2,090	2,780	438,900 ～ 465,500	2,780
25	360,000	350,000 ～ 370,000	2,220	2,950	465,500 ～ 492,100	2,950
26	380,000	370,000 ～ 395,000	2,340	3,110	492,100 ～ 525,350	3,110
27	410,000	395,000 ～ 425,000	2,520	3,360	525,350 ～ 565,250	3,360
28	440,000	425,000 ～ 455,000	2,710	3,610	565,250 ～ 605,150	3,610
29	470,000	455,000 ～ 485,000	2,890	3,850	605,150 ～ 645,050	3,850
30	500,000	485,000 ～ 515,000	3,080	4,100	645,050 ～ 684,950	4,100
31	530,000	515,000 ～ 545,000	3,260	4,340	684,950 ～ 724,850	4,340
32	560,000	545,000 ～ 575,000	3,450	4,590	724,850 ～ 764,750	4,590
33	590,000	575,000 ～ 605,000	3,630	4,840	764,750 ～ 804,650	4,840

34	620,000	605,000 ~ 635,000	3,820	5,080	804,650 ~ 844,550	5,080
35	650,000	635,000 ~ 665,000	4,000	5,330	844,550 ~ 884,450	5,330
36	680,000	665,000 ~ 695,000	4,190	5,570	884,450 ~ 924,350	5,570
37	710,000	695,000 ~ 730,000	4,380	5,820	924,350 ~ 970,900	5,820
38	750,000	730,000 ~ 770,000	4,620	6,150	970,900 ~ 1,024,100	6,150
39	790,000	770,000 ~ 810,000	4,870	6,480	1,024,100 ~ 1,077,300	6,480
40	830,000	810,000 ~ 855,000	5,120	6,800	1,077,300 ~ 1,137,150	6,800
41	880,000	855,000 ~ 905,000	5,420	7,220	1,137,150 ~ 1,203,650	7,220
42	930,000	905,000 ~ 955,000	5,730	7,630	1,203,650 ~ 1,270,150	7,630
43	980,000	955,000 ~ 1,005,000	6,040	8,040	1,270,150 ~ 1,336,650	8,040
44	1,030,000	1,005,000 ~ 1,055,000	6,350	8,450	1,336,650 ~ 1,403,150	8,450
45	1,090,000	1,055,000 ~ 1,115,000	6,720	8,940	1,403,150 ~ 1,482,950	8,940
46	1,150,000	1,115,000 ~ 1,175,000	7,090	9,430	1,482,950 ~ 1,562,750	9,430
47	1,210,000	1,175,000 ~ 1,235,000	7,460	9,920	1,562,750 ~ 1,642,550	9,920
48	1,270,000	1,235,000 ~ 1,295,000	7,830	10,420	1,642,550 ~ 1,722,350	10,420
49	1,330,000	1,295,000 ~ 1,355,000	8,200	10,910	1,722,350 ~ 1,802,150	10,910
50	1,390,000	1,355,000 ~	8,570	11,400	1,802,150 ~	11,400

5 補助事業実施期間

交付決定日から令和5年3月31日（金曜日）までとします。

【留意点】

本補助金の交付は、原則として補助事業完了後の精算払いとなります。事業実施期間中は、全額自己負担で経費支出を行っていただきます。補助事業完了後、別途指定する期日までに、経費支出の証拠書類等を添付した事業報告書をご提出いただき、大阪府においてその内容を検査の上、補助金を交付します。なお、検査の結果次第では実際の交付額が交付決定額を下回ることがありますので、ご了承ください。

6 応募方法

(1) 応募書類の配布及び受付

ア 配布期間

令和4年5月25日（水曜日）から令和4年6月30日（木曜日）まで

イ 配布方法

産業創造課ホームページ（<https://www.pref.osaka.lg.jp/energy/carbonneutral/index.html>）からダウンロードしてください（直接の受け渡し、郵送による配布は行いません。）。

ウ 受付期間

令和4年6月24日（金曜日）から令和4年6月30日（木曜日）まで

エ 提出方法

(2)の提出書類一式を、令和4年6月30日（木曜日）必着で、大阪府商工労働部成長産業振興室産業創造課あてに郵送してください。（持参・メールによる提出は不可とします。）

<郵送先>

大阪府 商工労働部 成長産業振興室 産業創造課 新エネルギー産業グループ
「令和4年度 カーボンニュートラル技術開発・実証事業費補助金」担当者宛て

住所：〒559-8555

大阪市住之江区南港北1丁目14-16

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）25階

※ 郵送発送時に、必ず電話で発送した旨のご連絡をお願いします。

(ご連絡は、土日・祝日を除く、午前9時から午後6時まででお願いします。)

<電話番号> 06-6210-9269

※ 提出書類の到達の確認後、補助金交付申請書（交付要綱様式第1号、事業計画書含む）の電子データのメール送付を、府から申請者（代表者）の担当者のメールアドレスあてに依頼しますので、依頼連絡を受けた後に送付ください。

オ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 提出書類

補助金交付申請書（交付要綱様式第1号）に、次のアからカまでの書類を添付してご提出ください（複数の事業者が共同で補助事業を実施する場合には、代表者に加え、すべての共同事業者及び協力事業者についてご提出をお願いします）。

ア 法人の場合は、登記簿謄本又は現在事項全部証明書（3か月以内のもの）

個人の場合は、開業届出の写し及び印鑑証明書（3か月以内のもの）

営利企業計画者の場合は、上述の書類に類する書類（予定名称、代表者・役員就任予定者氏名、主たる予定事業所の所在地を記載したもの）

イ 直近2年間分の決算関係書類（財務諸表、個人事業主の場合は所得税確定申告書）

営利企業計画者の場合は、不要

ウ 「3 応募資格・要件」(2)ア及びイに係る納税証明書（次のa及びb）

a 府税事務所発行の「府税及びその附帯徴収金について未納の徴収金の額がないこと」の証明書

b 税務署発行の納税証明書（その3の3）未納の税額がないことの証明書

エ 事業や法人の紹介パンフレット等

営利企業計画者の場合は、創業する事業の内容を示した書類

オ 要件確認申立書（交付要綱様式第1-2号）

カ 暴力団等審査情報（交付要綱様式第1-3号）

※ 提出部数は各7部です。添付書類のうち、アの登記簿謄本、現在事項全部証明書及び印鑑証明書並びにウについては原本が必要です。それ以外の書類はコピーでも可とします。提出いただいた書類は、本審査以外には使用しません。また、審査結果に関わらず返却できません。

※ 提出書類カの記載内容については、大阪府補助金交付規則（以下「規則」といいます。）第4条第2項第3号の規定に基づき添付いただくもので、規則第2条第2号イに該当しないことを審査するため、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、大阪府警察本部へ提供することがあります。

(3) 本事業の説明会

ア 公募説明会

産業創造課ホームページにてYouTube配信により行いますので、申請をご検討の方は、可能な限りご視聴をお願いします。

[日時] 令和4年5月25日(水曜日)午前11時30分から同年6月30日(木曜日)午後6時まで

[URL] <https://www.pref.osaka.lg.jp/energy/carbonneutral/index.html>

イ 事業者説明会

本事業の周知促進を図るため、経済団体や金融機関などの産業支援機関、大学等研究機関、国・地方公共団体に対して、個別に事業説明を行う場合があります。

(4) 質疑応答

質問は、電子申請システムにて受け付け、後日、産業創造課ホームページにて質問内容及び回答を公開します。事業説明会や報道機関への対応を除いて、対面、電話、メール等での対応はいたしません。なお、事業説明会や報道機関への対応の中で生じた、共有すべき質問・回答については、同様に産業創造課ホームページにて質問内容及び回答を公開します。

[質問受付期間] 令和4年5月25日(水曜日)午前11時30分(説明会YouTube配信開始日時)から
令和4年6月17日(金曜日)午後6時まで

[質問方法] 大阪府電子申請システムによりご質問ください。

(<https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/ers/input?tetudukid=2022040058>)

[回答方法] 質問への回答は産業創造課ホームページ

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/energy/carbonneutral/index.html>) に掲示し、個別には回答しません。

(5) 応募の取下げ

応募後に他の補助金や助成金等の交付を受けることが決定した等の理由により、応募を取り下げる場合は、書面により届け出てください。14ページに、取下届出書例を掲載しておりますので、参考にしてください。

7 審査

(1) 審査方法

専門家により構成された審査会を令和4年7月下旬(予定)に開催し、応募企業から事業計画書に基づきプレゼンテーションをしていただきます。ただし、応募件数が10件を超えた場合は、書類審査及びプレゼンテーション審査の二段階審査とし、専門家による書類審査を通過した申請のみがプレゼンテーション審査に進むこととします。

書類審査・プレゼンテーション審査ともに、下記の審査項目を中心に審査します。ただし、補助事業の遂行に懸念がある場合(法令上の制約等により客観的に事業遂行が困難と見受けられる場合や、事業実施体制に比較して事業規模が過大と見受けられる場合など)は、審査項目の評価に関わらず、採択しないものとします。

また、審査にあたっては、秘密保持を前提に、大学等研究機関や産業支援機関等に所属する外部有識者に、事業計画について助言をいただくことがあります。

■審査項目

審査項目ごとの評価点の配点については、決定次第公表します。

<事業目標の有効性と実現性>

ア 令和4年度事業目標の有効性、事業内容の妥当性

令和4年度の事業目標が、万博での披露と社会実装に向けたプロセスまたは到達点として有効かつ適切であり、十分高い目標か

イ 万博での披露の有効性

技術を長期にわたり直接かつわかりやすく見せるなど、効果的に発信する方法を目指しているか

ウ 万博での披露の実現可能性

当該技術の実用性や実現可能性について課題や技術開発要素等を整理し、2025年までのマイルストーンを的確に設定した上で、具体的かつ合理的な解決策及び実装・実証・展示の実現に向けた方途を構想しているか（解決策について調整中の場合は、その旨を明記してください。）

※本補助金に採択されたことをもって、協会が行う事業への参画や協会が整備する場所の提供が確約されるものではありません。協会との連携が必要な場合は、技術開発の進捗の確認など調整を行った上で、協会が決定します。

<2025年頃における社会的インパクト>

エ 技術の新規性・優位性

技術的革新性若しくは優位性又は経済的優位性があるか

オ 当該事業に係る技術による温室効果ガス削減効果

当該技術の万博での披露の段階におけるスコープ1～3[※]のそれぞれの温室効果ガス削減量等（定量不可能な場合は、その旨明記の上、定性的な削減効果を記載してください。算出にかかる排出係数は、算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧（環境省）[※]を用いてください。）

（※）スコープ1～3の説明及び排出係数の参照先は、様式第1号別紙の事業計画書の注釈を参照してください。

カ 当該技術の開発・実証にかかる府内中小企業との連携度

当該技術の開発実証費に占める府内中小企業の事業費の割合（ただし、据付工事など、技術開発に付随する事業よりも、最先端技術の開発・実証事業そのものへの関与の度合いが強い場合をより評価します）。なお、この項目は、申請者又は共同事業者が府内中小企業である場合のほか、府内中小企業へ外部発注する場合も評価の対象とします。

<将来における社会的インパクト>

キ 当該技術の市場優位性（普及見込み）、及び普及による温室効果ガス削減効果（定量化できるものに限り。）

当該技術について想定される普及の年次、適用される事業やビジネスの範囲、代替される既存技術の範囲等、及び普及段階に至った時点において想定される温室効果ガス削減効果（温室効果ガス削減効果は、スコープ1～3のそれぞれの算定根拠を明示してください。）

ク 今後のビジネス展開における府内中小企業のビジネスチャンス創出・拡大への貢献度（府内中小企業との取引展開を含みます。）

当該技術を活用した製品やサービスにかかるサプライチェーン又は提供先（ビジネス展開において想定される府内中小企業との取引内容等）の想定が現実的か、また、市場拡大により府内中小企業が広く直接的・間接的な恩恵を受けるか、その恩恵の程度

<経済性・有効性>

ケ 費用対効果

令和4年度の事業の経費の妥当性や、事業費に対する2025年頃及び将来における社会的インパクト

(2) 審査結果

審査の結果については、令和4年8月中旬（予定）に書面で通知します。個別の審査結果に関するお問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

(3) 採択事業の公表

採択された補助事業については、企業名、計画名称、事業計画概要（万博で披露する内容、補助対象年度の事業目標、万博後の府内中小企業を巻き込んだビジネス展開等）を大阪府ホームページにて公表します。企業名の公表に際し、補助事業を共同して行う場合は、代表者だけでなく、すべての事業者名（共同事業者及び協力事業者を含みますが、委託先は含みません。）を公表します。

また、事業完了後、事業目標に対する成果（事業完了後5年間の事業化等報告を含みます。）を産業創造課ホームページ（<https://www.pref.osaka.lg.jp/energy/carbonneutral/index.html>）にて公表します。

8 採択後の手続き等

(1) 採択後のスケジュール

採択後、補助事業者を対象とした説明会を実施します。

府は、補助事業実施期間中、原則として令和4年10月～令和5年3月の各月の各月の上～中旬に、前月末までの補助事業の執行に係る(6)の表に掲げる経費支出根拠資料の現地確認を行います（共同で事業を行う場合は、共同事業者、協力事業者に係る書類も含めて、代表者の事務所等において実施）。

また、府は、設備の整備状況や開発・実証等の実施状況について、随時、現地確認を行います。

(2) 補助事業の経費区分の金額の変更又は事業内容の変更

以下に該当する場合は、事前に申請し承認を得る必要があります。

ア 補助事業の経費区分の金額の変更（2割を超えて増減する場合）

イ 事業内容の変更（事業の基本部分に関わらない軽微な変更を除きますが、軽微な変更にあたるか否かは、大阪府が判断しますので、必ず事前にご相談ください。）

(3) 事業途中での中止や廃止

真にやむを得ない場合以外は認められません。

(4) 状況報告

補助事業の進捗状況についてご報告いただくため、令和4年12月15日（木曜日）までに補助事業遂行状況報告書を提出していただきます。ただし、補助事業を令和4年11月30日（水曜日）までに完了した場合は提出の必要はありません。

(5) 実績報告

補助事業の実施結果についてご報告いただくため、補助事業の完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は令和5年4月10日（月曜日）のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書及び経費支出根拠資料（下表参照）を提出していただきます。

経費区分（細目）	経費の内容	経費支出根拠資料（例）
開発・実証費 （開発・実証事業費）	原材料費、消耗品費、機械装置又は工具・器具の購入・試作・改良・据付け・借用・保守又は修繕に要する経費、外注加工費、実証実験に係る経費、市場調査等に要する経費	仕様書、見積書、請求書、納品書、領収書または支払記録（通帳の写し等）、外注に係る競争入札の記録（競争に付さなかった場合は当該付さなかった理由書）、賃金支払に係る契約書及び従事記録（従事者氏名、従事内容、賃金支払額、従事日時等を記載）
開発・実証費 （開発・実証委託費）	共同研究費、研究開発、実証実験の一部を委託する経費	委託に係る競争入札の記録（競争に付さなかった場合は当該付さなかった理由書）、共同研究・委託契約書、請求書、領収書、共同研究成果・委託業務報告書
開発・実証費 （開発・実証事務費）	謝金	従事内容報告（対象者役職・氏名、従事内容、実施日時、謝金額等を記載）、領収書
	旅費	出張・旅行内容報告（氏名、旅行日、旅程、交通費、旅行目的、結果等を記載）、宿泊・航空券・特急券またはこれらを含む旅行代金領収書
	資料購入費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、その他経費	見積書、請求書、納品書、領収書または支払記録（通帳の写し等） ※支払対象に補助対象外の費用が含まれる場合は補助対象経費の計算書
直接人件費	研究開発・実証に直接従事する者の直接作業時間に対して支払われる人件費	実施体制別の従事者名簿（所属、職階、業務分担、健保等級等を記載）、従事状況記録（日時、従事内容等を記載）、人件費計算書
試験分析費	第三者評価が必要な場合に第三者に対し支払うデータ収集、試験分析、評価等に係る経費	外注に係る競争入札の記録（競争に付さなかった場合は当該付さなかった理由書）、見積書、請求書、納品書、領収書または支払記録（通帳の写し等）、評価等結果報告書

注）本表に示した資料以外にも必要に応じて資料の提出を求めることがあります。

(6) 補助金の経理

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業以外の経理と明確に区分し、補助事業が完了した日の属する大阪府の会計年度の終了後10年間保存してください。

加えて、取得価額又は効用の増加価格が1件あたり50万円以上の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間の保管が必要です。

(7) 財産の管理及び処分の制限

補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価額が1件あたり50万円以上）を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に承認を得る必要があります。

(8) 実施結果を基にした事業化等報告

事業完了後5年間は、年度毎に補助事業に係る開発等の進捗状況、事業展開の状況等についての報告書を提出していただきます。

(9) 成果等の発表・PR

「7 審査」(3) 採択事業の公表に加えて、補助事業実施中もしくは事業完了後、大阪府が主催する講演会、セミナー等の場で成果発表または情報提供をお願いする場合があります。

また、協会や本事業への寄附者が、採択事業の内容や成果の発信等を行う場合はご協力いただきますようお願いいたします。

(10) 府の施策への協力

次のア及びイに示す大阪府が運営する企業プラットフォームへの参画をお願いいたします。ともに、参加費・年会費等の費用負担はありません。

ア 府内中小企業や大学等研究機関等で構成するプラットフォーム

・おおさかスマエネインダストリーネットワーク (S I N)

<http://www.pref.osaka.lg.jp/energy/smaeneindustry/index.html>

イ 大手・中堅企業で構成するプラットフォーム

・大阪スマートエネルギーパートナーズ (S E P)

<http://www.pref.osaka.lg.jp/energy/suma-toenerugi/index.html>

9 その他

(1) SDGsビジネスの創出・成長、市場拡大をめざす「SDGsビジネス創出支援事業」など、大阪府の他の事業との連携について、ご提案させていただく場合があります。

(2) チャレンジ応援資金（設備投資応援融資）—DX・カーボンニュートラル型— のご案内

府内において事業を営んでいる中小企業者で、経営基盤の強化等に必要な設備を導入し、かつ金融機関等による融資後のサポートを受けることが可能な方を対象に、設備資金（設備に付随する運転資金を含みます。）を融資するものです。ただし、DX・カーボンニュートラルに関する資金に限ります。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/246/00115458/20setsubi.pdf>

(3) 本補助事業の実施に伴い大阪府が事業者から取得した個人情報、当該補助金の交付に係る業務及び大阪府が行う調査業務等の目的で利用します。

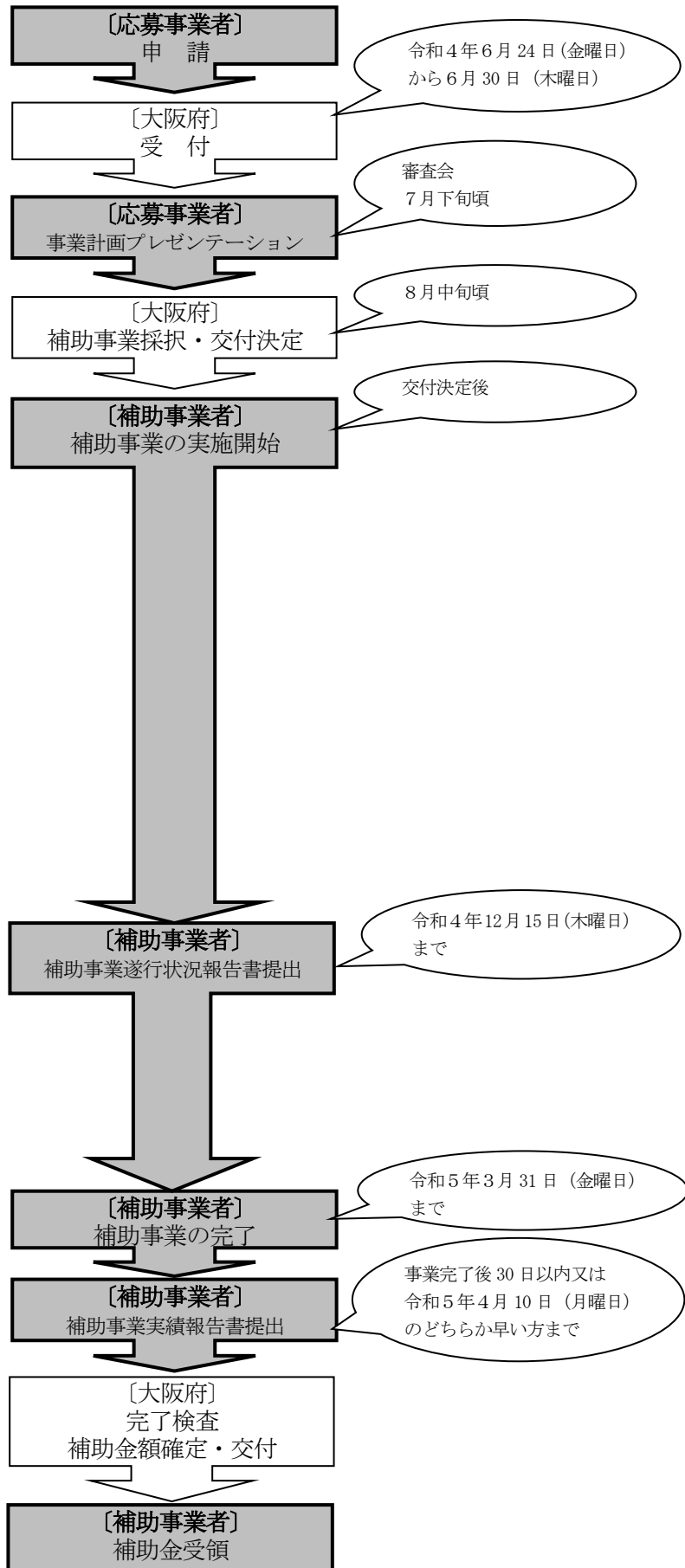
申請者の皆様へのお願い

本補助金はいわゆる公的資金であり、当然のことながら、コンプライアンスの徹底と交付ルールに則った適正執行が求められます。

補助金に申請される皆様には、以下の点について充分ご理解のうえ、各種手続を行っていただくようお願いいたします。

1. 補助金の申請や実績報告書の提出などの各種手続を行う場合は、事前に交付要綱、公募要領、ホームページ等を熟読し、交付の要件や手続上の制約条件などを充分ご理解ください。
2. 提出する書類や資料においては、いかなる理由があっても虚偽の記載や改ざんは認められません。
3. 不正行為があった場合、法や規程類に則り厳正に対処します。
4. 不正行為が認められたとき、当該補助金に係る交付決定の全部又は一部の取消を行うとともに、受領済みの補助金額に加算金(年利10.95%)を加えた額を返還していただきます。
5. 不正行為を行った申請者の名称と不正の内容は、ホームページ等で公表するとともに、大阪府から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執らせていただきます。
6. 悪質な不正の場合、刑事罰等の適用の可能性について、所轄警察署に相談する場合があります。

申請から補助金受領までの主な流れ（予定）



(取下届出書の例)

年 月 日

大 阪 府 知 事 様

住所又は所在地
氏名又は名称
代 表 者 名

年度 カarbonニュートラル技術開発・実証事業費補助金に係る
補助金交付申請取下届出書

年 月 日付で、Carbonニュートラル技術開発・実証事業費補助金に係る補助金
交付申請をしましたが、下記のとおり取り下げます。

記

1 事業名

2 理由

巻末資料

【4. 核となる対策の候補（エネルギー、運営及び会場整備）】

改定版<EXPO 2025 グリーンビジョン>

(2022年4月27日 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会)

<エネルギー>

【エネルギーマネジメント・水素等】

- ・ エネルギーマネジメントシステム
- ・ 電力貯蔵
- ・ 水素発電 / アンモニア発電
- ・ 海外からの水素 / アンモニア輸送
- ・ 燃料電池（純水素型等）
- ・ 再生可能エネルギー電力からの水素製造
- ・ 水素等を燃料とする次世代モビリティ（水素等を燃料とする次世代モビリティ（FC・EVバス、FC・EV船等）や SAF（Sustainable Aviation Fuel Sustainable Aviation Fuel Sustainable Aviation Fuel）等の次世代燃料

【CO2回収・利用】

- ・ DAC+CCS
- ・ メタネーション
- ・ カーボンリサイクル技術

【再生可能エネルギー】

- ・ 再生可能エネルギー（次世代型太陽電池発電、風力発電、バイオマス発電、廃棄物発電、帯水層蓄熱、海水冷熱利用等）

<運営>

- ・ ごみゼロに資する技術・仕組み（ごみ回収×ナッジの仕組みの導入、食品提供に使用したプラスチックのリサイクル（プラ資源循環見える化）、生分解性容器のリサイクル及びバイオエタノール製造、マイボトル・マイ容器の推進等）
- ・ 食品廃棄ゼロに資する技術・仕組み（食品の需要予測、食品残渣や下水汚泥等の活用（バイオマス製造、堆肥化等）等）
- ・ ファッションロスゼロに資する技術・仕組み（ユニフォームのアップサイクル、サステイナブルファッションの推進等）

<会場整備>

- ・ 低炭素建材（CO2排出削減・固定量最大化コンクリート、木材等）
- ・ 低炭素工法
- ・ リユース・リサイクルの促進

中小企業基本法（昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 2 この法律において「経営の革新」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。
- 3 この法律において「創造的な事業活動」とは、経営の革新又は創業の対象となる事業活動のうち、著しい新規性を有する技術又は著しく創造的な経営管理方法を活用したものをいう。
- 4 この法律において「経営資源」とは、設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。
- 5 この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）以下の事業者をいう。